

資料 1

和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う 和歌山県人権施策推進審議会専門委員会 委員の選出について

人権局

和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う
和歌山県人権施策推進審議会専門委員会委員の選出について

和歌山県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するため、平成14年4月に「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、これに基づき平成16年8月に県の人権施策の基本的な方向を示す「和歌山県人権施策基本方針」を策定して以降、5年ごとに改定を行っており、直近では令和2年3月に第三次改定を行い、様々な人権施策に取り組んでいる。

こうしたなか、近年、人権をとりまく社会情勢に変化がみられることから、令和6年度において、第四次改定を行う予定としている。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」第4条第3項において、「知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。」と定められている。

本基本方針を改定するにあたり、「和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱」第2条第2項第3号に基づく「専門委員会」委員を選出する。

改定に係るスケジュール

【令和6年3月18日：第49回人権施策推進審議会】

専門委員会委員を選出

【令和6年4月上旬：第1回専門委員会】

○はじめに ○第1章「基本的考え方」 ○第2章「人権施策の推進」⇒内容を審議

【令和6年5月下旬：第2回専門委員会】

○第3章「分野別施策の推進」 ○第4章「施策の総合的な推進」⇒内容を審議
○第1回専門委員会の審議結果を反映させた内容について確認

【令和6年7月上旬：第3回専門委員会】

○第1回及び第2回専門委員会の審議結果を反映させた内容について確認

【令和6年8月初旬：第50回人権施策推進審議会】

○第1回から第3回の専門委員会の協議結果の報告

【令和6年10月：パブリックコメント】

【令和6年11月～12月 庁内各課との最終調整】

【令和7年3月 第四次改定版完成・配布】

和歌山県人権施策基本方針(第四次改定)に伴う
和歌山県人権施策推進審議会専門委員会委員の選任について

氏名		専門委員会委員
1	上岡 美穂	
2	上野 和久	
3	岡田 真理子	
4	島 和博	
5	竜田 登代美	
6	中萩 三尾 エルザ 智子	
7	新野 佳世子	
8	平木 貴子	
9	山岡 大	
10	山添 高道	

資料2

「和歌山県人権施策推進審議会運営に
関する要綱」の改正について

人権局

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 和歌山県人権侵害事件対策委員会</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第2項第3号及び第4号</u>に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は各委員会委員の互選により決定する。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 前条第2項第1号、<u>第3号及び第4号</u>の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 会議の庶務は、<u>共生社会推進部</u>人権局人権政策課において処理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第2項第3号</u>に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は委員会委員の互選により決定する。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 前条第2項第1号<u>及び第3号</u>の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第4条 会議の庶務は、<u>企画部</u>人権局人権政策課において処理する。</p>

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(案)

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 審議会の運営のための小委員会
- (2) 全員協議会
- (3) 専門委員会
- (4) 和歌山県人権侵害事件対策委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号及び第4号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は各委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員)

第3条 前条第2項第1号、第3号及び第4号の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って決めるものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、共生社会推進部人権局人権政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(案)

和歌山県人権侵害事件対策委員会の運営に関する要領

1 趣旨

この要領は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第2項第4号に規定する和歌山県人権侵害事件対策委員会の運営に関し必要な事項を定める。

2 目的

本会議は、次の事項を目的とする。

- (1) 差別事件の参考対応方法（市町村）に基づく「差別事件処理対策会議」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。
- (2) 差別事件への対応方法（県の組織内で起こった場合）に基づく「調査対策委員会」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。
- (3) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）第9条第3項の規定に係る対応を行うこと。

3 業務

本会議は、前条の目的を達するため、次の業務を行う。

- (1) 人権侵害事件のうち「県域として取り組まなければならないケース」に係る対応について、「差別事件処理対策会議」からの求めに対し意見を述べること。
- (2) 人権侵害事件のうち「県職員が当事者となるケース」に係る対応について、「調査対策委員会」からの求めに対し意見を述べること。
- (3) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）第9条第3項の規定による知事からの諮問にかかる協議を行うこと。
- (4) その他「差別事件処理対策会議」又は「調査対策委員会」が必要と認める業務

4 副議長

本会議には、議長が指名した副議長を置く。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

5 意見の聴取

議長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

資料 3

行政組織の改編に伴う 規定の整備について

人権局

行政組織の改編に伴う規定の整備について

企画部人権局（人権政策課・人権施策推進課）が共生社会推進部に移管されることに伴い、現行の審議会の庶務について、現行の「企画部」を「共生社会推進部」に改める必要がある。

【整備が必要な規定】

●和歌山県人権施策推進審議会規則

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

●和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第4条

（庶務）

第4条 会議の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 ～省略～ (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>共生社会推進部</u> 人権局 人権政策課において処理する。 (委任) 第7条 ～省略～	(趣旨) 第1条 ～省略～ (庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> 人権局人権政策 課において処理する。 (委任) 第7条 ～省略～

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第58号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月30日規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月6日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年 月 日規則第 号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(会議) 第2条 略 2 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 和歌山県人権侵害事件対策委員会</u> 3 略 4 <u>第2項第3号及び第4号</u>に規定する会議は、 審議会会長が招集し、議長は各委員会委員の互 選により決定する。 5 略 6 略</p> <p>(委員) 第3条 前条第2項第1号、<u>第3号及び第4号</u>の 会議の委員については、審議会会長が審議会に 諮って決めるものとする。</p> <p>(庶務) 第4条 会議の庶務は、<u>共生社会推進部人権局</u> 人権政策課において処理する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(会議) 第2条 略 2 略 (1)～(3) 略 3 略 4 <u>第2項第3号</u>に規定する会議は、審議会会長 が招集し、議長は委員会委員の互選により決定 する。 5 略 6 略</p> <p>(委員) 第3条 前条第2項第1号<u>及び第3号</u>の会議の委 員については、審議会会長が審議会に諮って決 めるものとする。</p> <p>(庶務) 第4条 会議の庶務は、<u>企画部人権局人権政策</u> 課において処理する。</p>

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

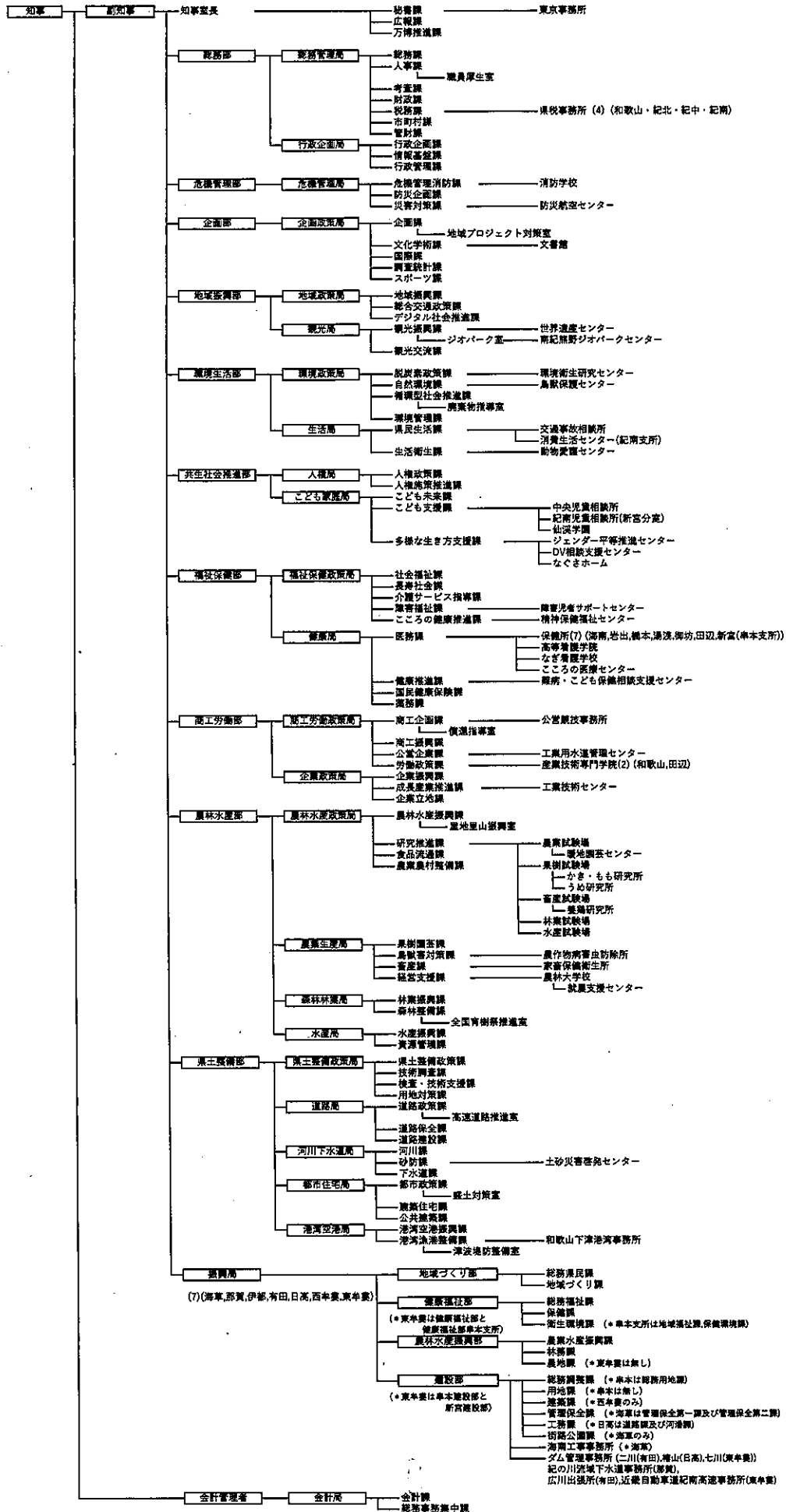
附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県組織機構図 (令和6年4月1日)

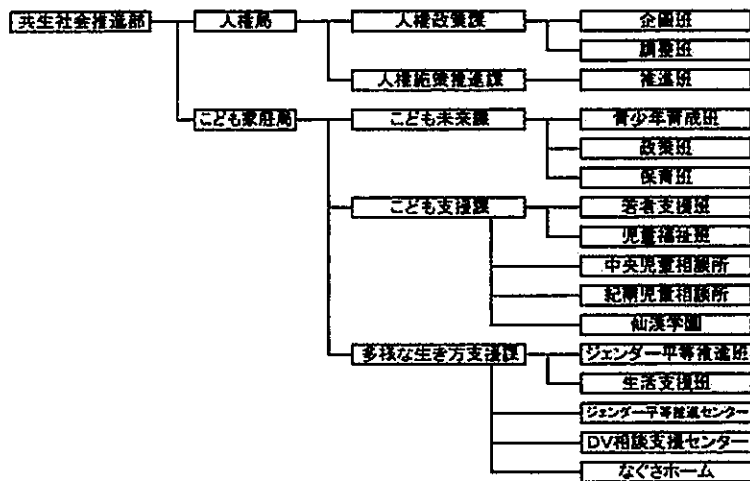


令和6年度 組織の新体制について

1. こどもまんなか社会の実現、人権尊重の社会づくりのための体制強化

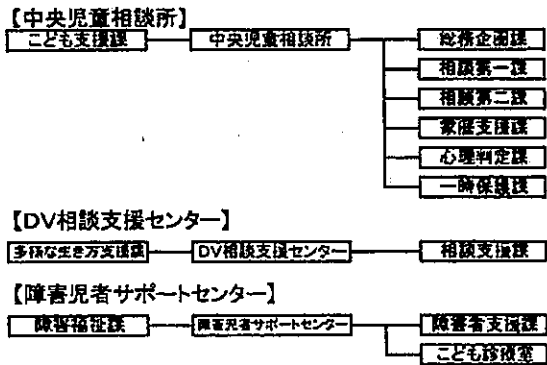
● 共生社会推進部を設置 こども政策の推進強化、人権尊重の社会づくりを推進

- ・ 企画部人権局(人権政策課・人権施策推進課)を移管
- ・ こども家庭局を設置
福祉保健部子ども未来課と環境生活部青少年・男女共同参画課の業務を集約し、3課に再編
 こども未来課 .. 青少年育成班、政策班、保育班
 こども支援課 .. 若者支援班、児童福祉班
 多様な生き方支援課 .. ジェンダー平等推進班、生活支援班



● 子ども・女性・障害者相談センターを分割再編 増加する児童虐待への対応強化、DVや性暴力被害者、困難を抱える女性、障害児者への支援強化のため、3組織に再編

- ・ 中央児童相談所、DV相談支援センター、障害児者サポートセンターに分割再編
- 中央児童相談所(共生社会推進部) .. 総務企画課 相談第一課 相談第二課 家庭支援課 心理判定課(新設) 一時保護課
 DV相談支援センター(共生社会推進部) .. 相談支援課
 障害児者サポートセンター(福祉保健部) .. 障害者支援課



資料4

關係法令

人權局

和歌山県人権尊重の社会づくり条例

平成14年3月26日

和歌山県条例第16号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、私たちみんなの願いである。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

このような認識に立ち、私たちは、現在及び将来の県民が人権という普遍的な文化が根付いた平和で明るい社会の豊かさを等しく享受できるようにすることが、私たちの責務であると確信する。

ここに、私たちは、自然と人間との共生を目指す和歌山県で、人権尊重の社会づくりを進めるために、不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務等)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国及び市町村と連携するものとする。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権尊重の社会づくりの基本理念

二 人権意識の高揚を図るための施策に関する事

三 人権に関する相談支援体制の整備に関する事

四 人権問題における分野ごとの施策に関する事

五 その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ和歌山県人権施策推

進審議会の意見を聴かなければならない。

(和歌山県人権施策推進審議会の設置等)

第5条 和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項及び和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年和歌山県条例第10号)に定める事項を審議する。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月26日条例第45号)抄

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年3月24日
和歌山県条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び全ての県民の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成14年和歌山県条例第16号)の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別は基本的人権の侵害であり、何人も部落差別を行ってはならないという理念にのっとり、部落差別の解消のための取組は、国、県、市町村、県民、事業者、関係機関等が相互に協力して行うものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、部落差別の解消に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定める施策の推進に当たっては、国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚、その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第 7 条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、県及び市町村が実施する部落差別の解消を推進するための施策に協力するものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、前 2 項に定めるもののほか、インターネット上において、その用いる法第 2 条第 2 号に規定する特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって部落差別が行われていることを確認したときは、当該提供されている情報（次条第 1 項及び第 3 項並びに第 9 条第 1 項において「提供情報」という。）の送信を防止する措置を行うものとする。

(部落差別への取組)

第 8 条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第 3 条第 1 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すものとする。

2 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第 3

条第 2 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

3 県は、第 1 項の規定に関わらず、市町村に対し、第 3 条第 1 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すよう、要請することができるものとする。

4 県は、第 2 項の規定に関わらず、市町村に対し、第 3 条第 2 項の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(勧告)

第 9 条 県は、前条第 1 項の規定による必要な説示を行い、部落差別を行わないこと及び当該情報を削除することを促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを、勧告するものとする。

2 県は、前条第 2 項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、同項に規定する者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 知事は、県内事業者（県内に事務所又は事業所を有する事業者をいう。次条において同じ。）が次条各号に掲げる調査による部落差別を行った場合において、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県人権尊重の社会づくり条例第 5 条に規定する和歌山県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第 10 条 県は、次に掲げる調査による部落差別を行ったことを事由として前条第 2 項の規定による勧告を受けた県内事業者が、当該勧告に従わない場合には、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(1) 結婚及び就職に際しての身元の調査

(2) 不動産の取引に際しての当該不動産に係る調査

(教育及び啓発)

第 11 条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第13条 県は、部落差別の解消の推進に関する法律第6条の規定による国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ差別の実態の把握を行うものとする。

附 則 (令和2年3月24日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月26日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第9条第3項及び第10条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例第3条第2項の規定に違反して行われた部落差別について適用し、施行日前に同項の規定に違反して行われた部落差別については、なお従前の例による。

和歌山県人権侵害事件対策委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、和歌山県人権侵害事件対策委員会という。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- (1) 差別事件の参考対応方法（市町村）に基づく「差別事件処理対策会議」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。
- (2) 差別事件への対応方法（県の組織内で起こった場合）に基づく「調査対策委員会」が人権侵害事件に関する対応の適切かつ迅速的、効果的解決を図るための必要な助言を行うこと。

(業務)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の業務を行う。

- (1) 人権侵害事件のうち「県域として取り組まなければならないケース」に係る対応について、「差別事件処理対策会議」からの諮問に対し意見を述べること。
- (2) 人権侵害事件のうち「県職員が当事者となるケース」に係る対応について、「調査対策委員会」からの諮問に対し意見を述べること。
- (3) その他「差別事件処理対策会議」又は「調査対策委員会」が必要と認める業務

(組織)

第4条 本会は、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という）の委員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長には、審議会の会長を充てる。
- (2) 副会長は、会長が指名する。

(会長)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 本会は、必要に応じ、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務)

第9条 本会の事務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

○和歌山県人権施策推進審議会規則

平成 14 年 3 月 29 日
規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和歌山県人権尊重の社会づくり条例(平成 14 年和歌山県条例第 16 号)第 7 条の規定に基づき、和歌山県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される審議会の会議は、知事が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 31 規則 4・一部改正)

(意見の聴取)

第 4 条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平 19 規則 69・追加)

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平 19 規則 69・追加)

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

(平 15 規則 58・平 16 規則 16・一部改正、平 19 規則 69・旧第 4 条線下)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 19 規則 69・旧第 4 条線下)

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日規則第 58 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 30 日規則第 16 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 6 日規則第 69 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 5 日規則第 4 号)
この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県人権施策推進審議会規則（平成14年和歌山県規則第41号）第7条に基づき、和歌山県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 審議会会長は、審議会の円滑な運営に関し必要な事項を協議するために、審議会委員の全部又は一部による会議を開催することができる。

2 審議会の運営に関して開催する会議（以下「会議」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 審議会の運営のための小委員会

(2) 全員協議会

(3) 専門委員会

3 前項第1号及び第2号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長となる。

4 第2項第3号に規定する会議は、審議会会長が招集し、議長は専門委員会委員の互選により決定する。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員)

第3条 前条第2項第1号及び第3号の会議の委員については、審議会会長が審議会に諮って定めるものとする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、企画部人権局人権政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。